

第三章 社会

第五節 災害

一 概説

人の生活に数々の害を与えるものを災害と呼ぶならば、それは無数にあるが、ここに取り上げるものは洪水、干害、虫害である。ことに洪水の被害について述べる。

封建時代には一度これらの原因で農作物が被害をうければ、飢きんとなって直ちに人の死につながった。歴史に残った大飢きんとして、延宝・天明・天保の大干害が挙げられる。古くから本町を襲う干害もさることなが

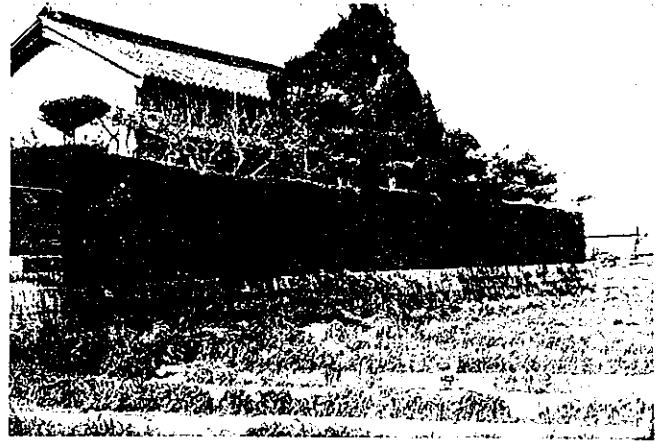
ら、何んといっても吉野川の洪水はむかしから沿岸に住む住民に大きな災害を与えてきた。

吉野川は高知県に源を発し、四国山脈・阿讃山脈に降る雨を集め、ほぼ県の中央を東西に貫流し、豊饒な徳島平野を形成して、県民に限ぎりない恩恵をもたらしてきたが、その反面毎年のように襲う洪水によって住民に大被害を与えてきた。ことに本町の南部農業地帯は被害常襲地帯で人びとがこの地に住みつき農業を営み始めた遠いむかしから、毎年洪水と戦わねばならない宿命を負わされていた。

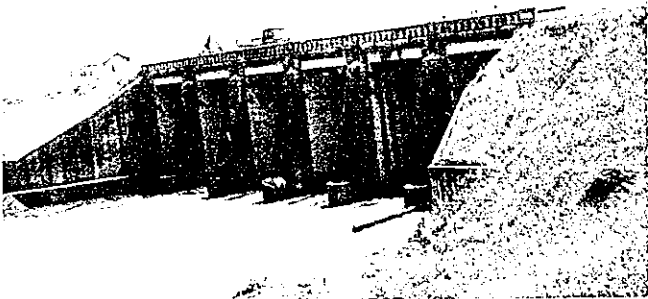
古くから吉野川は「四国三郎」と呼ばれ、全国でも有数の暴ばれ川で、一度暴風雨が来襲すれば、四国山脈に降った雨量を一本に集めてものすごい水量となつてあふれ出で、本町を含めた下流全域を泥土の海と化してしまう。さらに被害を倍加する原因は、背後から阿讃山脈に源を発する谷川が鉄砲水となつて襲いかかり、ことわざどおり「門前の虎、後門の狼」となつて襲つてきた。

藩政時代から沿岸に住む人びとは、自衛上大洪水にあえば一瞬にして崩壊されることが判つていても、村人の共同作業として、毎年のように堤防を築かねばならなかった。

また家を建てる場合もつねに洪水を考慮して、なるべく高い所を選び、なおその上に地盤を高くするため石垣を築いた。家の西側（上流）には洪水時の流水を防ぐため、木や竹が植えられて家



洪水を考慮して建てられた民家

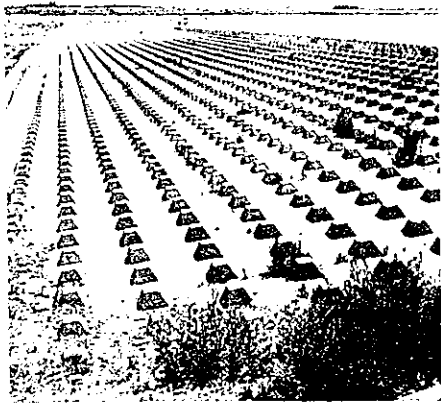


第十の水門

を守った。屋根はほとんど草葺きで、万一の場合は屋根にはい上り、水の引くのを待つか、あるいはどこかに流れ着くことを期待した。富農の家では、洪水に備えて寝床の「オブタ」に舟を準備しておく所もあった。このように沿岸に住む農民にとって洪水を考えない生活は、成り立たなかった。そこで人びとは長い間洪水に

も安心して生活のできる吉野川の改修を強く望んできた。

この願いがやっと達成され、国費で改修される日がきた。すなわち第一期工事は、県民期待のうちに明治四十四年（一九一〇）九月十五日に着工され、昭和二年（一九二七）三月十五日に竣工している。

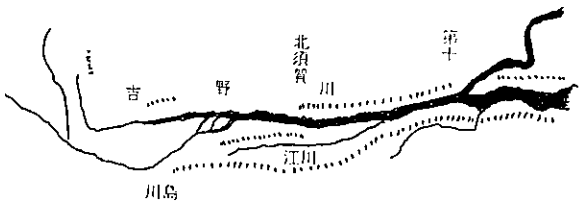


第十の堰

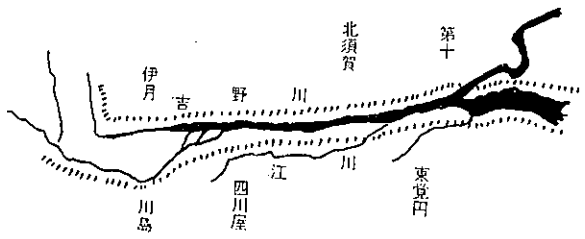
その間にも工事の変更とたびたびの洪水に悩まされながら、実に二十年の歳月と一千二百万円の巨費を投じた画期的な大土木工事が進められた。

この工事によって、吉野川を分水する第十樋門、並びに連続大堤防が完成し、ここに初めて沿岸の住民は雨期にも枕を高くして眠ることができた。なお翌三年吉野川橋完成と同時に別宮川は吉野川と改められ、その川口は一、二七〇メートルに及ぶ大河となり、第十樋門から下流を旧吉野川と呼び、本流を譲ることになった。

第一期改修前の堤防



現在の堤防



堤防

三 宮川内谷川の改修

吉野川の改修が昭和二年（一九二七）に完成したため、長年苦しめられた洪水の被害からは解放されたが、もうひとつの問題である宮川内谷川の改修について、明治以来、地元住民の熱心な陳情がつづけられた。昭和七年（一九三二）に一度工事が計画されたが、地元の利害対立のため中止され、その間にも被害は繰り返されてきた。村の先覚者は反対する住民を説得する一方、国や県に陳情をつづけた。その結果ついに昭和十六年（一九四一）改修工事着工の運

びとなった。戦時下の悪条件を克服して三年の歳月と九四八、〇〇〇円の経費をかけて、昭和十九年（西暦一九四四）実に半世紀におよぶ待望の第一期工事が完成した。ここにはじめて両河川の災害から解放されて長かった水との戦を終った。次ぎの文は昭和十二年（一九三六）内務大臣・徳島県知事宛に提出された、関係町村の陳情書である。

宮川内谷川教修陳述書

吉野川支流宮川内谷川は、其水源板野郡御所村に起り、上板七ヶ町村を貫通し其間大小十有余余の谷川を擁擁し、流域延長九里余に及び、河身の屈曲頗る甚しく、且上流三里余の箇所は極めて急流、之に反して下流平原に至りては出水に際し逆流を見る緩流にして、而かも其幅員は、上流に於て二百二十米突余、下流に於ては僅に四十五米突に過ぎず、一見小惡水路の形状をなし、見る人をして、之れが宮川内谷川の末流たるかと疑はしむる状態にて、実に極端なる一大奇形をなし加ふるに、大山、松坂の下流は無堤防にして、上流に堤防ありと雖、頗る薄弱を極め、自然河川の氾濫を楫に為し得るの状態にありて、受水反別三千二百有余町歩に亘り、常に河川殆んど涸渴し何等便する所なく、之れに反し、一朝降雨期に際して忽ち惡水氾濫堤防決潰人畜を害し、家屋を倒壊し、瞬時にして関係八ヶ町村に亘る約六百町歩の美田を一大泥海と化す、然るに下流に於ける河身の屈曲並に緩流と幅員の狭少により、排水の途全く閉塞され、浸水數日に亘り可憎排作物を慘害し、農家百日の勞を一朝にして水泡に帰す。昭和十年（壬午）の如きも被害總額約二十五万円余に及ぶ。

斯る災禍は毎年繰返され、殆んど災害を蒙らざる秋なく、爲めに関係区民は年々歳々資力減退し、塗炭に苦しみ、果ては被害に堪ず、憐れ祖先の墳墓を残し他に転出の余儀ならざるもの尠からず、誠に地方及国家の消耗勿論に付すべからざるものと信ず。

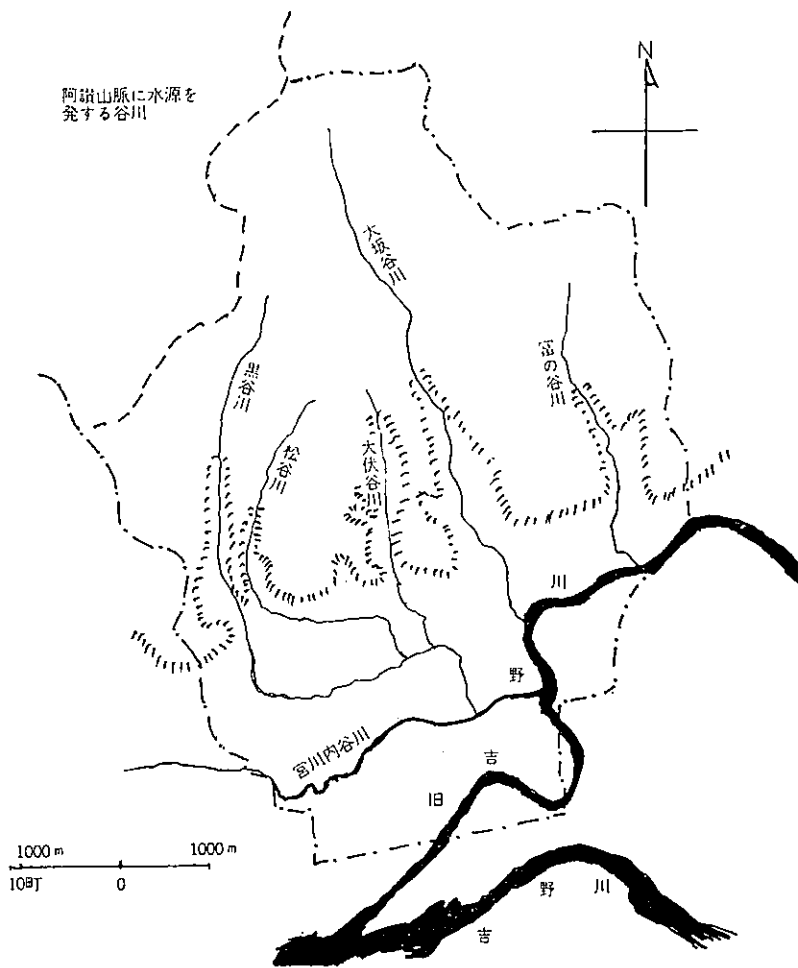
而して水河川は、明治三十八年(一九〇五)十二月末県会に於て改修速成の緊要を認め全会一致を以て建議し、爾來県当局に於て測量其他諸般の調査に精進努力すること久敷に及ぶと雖、県經濟其他諸種の事情の許さざる爲めか荏蒔としてその運に至らず。然るに一面県政の發展に伴い、港灣河川道路橋梁の改修等本県土木事業は、着々各所に進行され誠に県民として感謝に堪えざるも、独り前述の如き歴史と実害を有する本問題が県政上等閑の感あることは、吾等関係区民の痛恨に堪えざるも、陰忽自車時の至るを待つ止むなき境涯に有しが、偶々昭和七年(一九三二)に於て政府及県当局の認むる所となり計畫樹立時に改修の

八三八

緒に就かんとする時に方り、不幸一部地元民に於て、工法上の意見相違を來し、千載一遇の好期を逸するの止むなきに至りたるは実に慚愧に堪えざる所なり。

然れども斯の如き
年々歳々繰返さるる
惨害を拱腕して遷延
するは、吾等一同の
忍び得ざる所につ
き、工法に關して

は、県の御調査の結果に一任又地元負担金に關しては被害地域に於て負担仕るべくに付、希くは賢明なる閣下何卒事情御洞察適當なる方策を樹てられ、以て改修速成を期し吾等区民



第七編 近代

をして一日も速に災厄窮鬼より救われ、曳いては國家福利増進を図られん事を茲に一同赤誠を以て懇願す。

昭和十一年五月

板野郡御所村長	新	児	煎	外	七八名連印
同 一条町長	小	林	宗 重	外	三一〇名連印
同 松島村長	広	瀬	忠 男	外	三八四名連印
同 大山村長	多	田	繁 一	外	五〇六名連印
同 板西町長	豊	岡	曾 記 蔵	外	一〇二名連印
同 栄村長	岡	本	清 次	外	五一一名連印
同 松坂村長	友	成	叟 助	外	二〇〇名連印